

3. 地域密着型サービスの推進

(1) 夜間対応型訪問介護

在宅にいる場合でも、夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間において、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、訪問介護サービスを提供するものです。

夜間対応型訪問介護

単位：回／年

区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 見込み
第3期計画値	0	0	0
実績値	0	0	0
計画進捗状況	—	—	—

○今後の方向とサービス見込み量

夜間対応型訪問介護については、実績がないため、今後3か年における利用者を見込んでいませんが、今後のニーズを把握し、サービス実施を検討します。

(2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症ではあるものの、ADL（日常生活動作能力）の比較的自立している居宅要介護者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

認知症対応型通所介護

単位：回／年

区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 見込み
第3期計画値	148	145	143
実績値	3,491	5,946	6,623
計画進捗状況	2358.8%	4100.7%	4631.5%

介護予防認知症対応型通所介護

単位：回／年

区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 見込み
第3期計画値	60	60	60
実績値	0	4	14
計画進捗状況	0.0%	6.7%	23.3%

※ 平成18年度、平成19年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所が4か所あります。

■認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

所在地	事業所名
八木	やぎ詩の郷
	ラポールデイサービスセンターくま五郎の家
美山	美山こぶしの里デイサービスセンター
	美山デイサービスセンター

○今後の方向とサービス見込み量

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護については、要介護認定者や認知症高齢者の増加が予測されることや事業所の参入意向、さらには今後の利用ニーズの高まりをふまえ、利用回数及び利用者数の増加を見込んでいます。

■第4期計画の見込み量

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型 通所介護	回/年	7,253	8,284	8,996
	人/年	912	1,042	1,131
介護予防認知症 対応型通所介護	回/年	20	24	31
	人/年	20	24	31

(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は「通い」を中心として、居宅介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。

小規模多機能型居宅介護

単位：回／年（人／年）

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	384	384	384
実績値	1,284	1,121	(120)
計画進捗状況	334.3%	291.9%	—

介護予防小規模多機能型居宅介護

単位：回／年（人／年）

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	588	588	588
実績値	5	172	(81)
計画進捗状況	0.9%	29.3%	—

※ 平成 20 年度の実績値においては、単位数が異なり、人数表記となっています。

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が 1 か所あります。

■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

所在地	事業所名
日吉	はぎの里ふれあいホーム

○今後の方向とサービス見込み量

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護については、今後も一定の利用が見込まれるため、横ばいでの推移を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
小規模多機能型 居宅介護	人／年	120	120	120
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人／年	81	81	81

(4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。

認知症対応型共同生活介護

単位：人／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	228	228	228
実績値	252	257	228
計画進捗状況	110.5%	112.7%	100.0%

介護予防認知症対応型共同生活介護

単位：人／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	24	24	24
実績値	0	0	0
計画進捗状況	0.0%	0.0%	0.0%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が 4 か所あります。

■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

所在地	事業所名
園部	グループホーム幸せの里
八木	グループホームちくりんえん
	グループホームかたらいの家
美山	グループホームみやま

○今後の方向とサービス見込み量

認知症高齢者の増加にともなうニーズへの対応を図るため、今後、3か所の整備を図り、認知症対応型共同生活介護の充実を図ります。

■第4期計画の見込み量

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認知症対応型 共同生活介護	人／年	336	444	552
介護予防認知症 対応型共同生活介護	人／年	0	0	0
必要利用定員総数	人	28	37	46

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウスの入居者（要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者）に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴、排泄等の介助やその他日常生活上の介助、機能訓練を行うサービスです。

本計画期間中に整備の予定がないため、利用者及び必要利用定員総数を見込んでいませんが、今後の利用ニーズの把握に努め、サービス提供の実施を検討します。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

居宅での介護が困難な方が特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下）に入所して、食事や入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを受けるものです。

本計画期間中に整備の予定がないため、利用者及び必要利用定員総数を見込んでいませんが、今後の利用ニーズの把握に努め、サービス提供の実施を検討します。

4. 施設サービスの推進

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを提供する施設です。

介護老人福祉施設

単位：人／月

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	265	273	279
実績値	261	272	276
計画進捗状況	98.5%	99.6%	98.9%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内に特別養護老人ホームは、4 か所あります。

■特別養護老人ホーム

所在地	事業所名
園部	特別養護老人ホーム長生園
八木	特別養護老人ホームヴィラ多国山
日吉	特別養護老人ホームはぎの里
美山	特別養護老人ホーム美山やすらぎホーム

○今後の方向とサービス見込み量

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、要介護認定者の増加や近隣市での新設による増床が予定されるため、平成 21 年度においては増加を見込んでいます。また、本計画期間の 3 か年では、横ばいでの推移を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	人／月	280	280	280

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスを提供する施設です。

介護老人保健施設

単位：人／月

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	89	86	85
実績値	90	88	87
計画進捗状況	101.1%	102.3%	102.4%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内に介護老人保健施設は 3 か所あります。

■介護老人保健施設

所在地	事業所名
八木	介護老人保健施設シミズふないの里
日吉	老人保健施設はぎの里
美山	医療法人財団美山健康会美山診療所

○今後の方向とサービス見込み量

介護老人保健施設については、平成 21 年度において、療養病床からの転換などによる利用者数の増加を見込んでいます。また、本計画期間の 3 か年では、横ばいでの推移を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人保健施設	人／月	94	94	94
非転換分		87	87	87
介護療養からの転換分		7	7	7

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うサービスを提供する施設です。

介護療養型医療施設

単位：人／月

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	45	44	44
実績値	43	38	45
計画進捗状況	95.6%	86.4%	102.3%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内に介護療養型医療施設は 1 か所あります。

■介護療養型医療施設

所在地	事業所名
園部	医療法人川西診療所

○今後の方向とサービス見込み量

介護療養型医療施設については、今後の療養病床の再編などをふまえ、利用者数の減少を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護療養型医療施設	38	38	38
人／月			

(4) 医療療養病床からの転換

第4期計画においては、医療療養病床の減少にともない、転換する施設の利用者数を見込む必要があります。本市が実施した基礎調査をもとに把握した転換分は以下のようになります。

■第4期計画の見込み量

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養病床からの転換分	人/月	8	8	8

■施設サービスの見込み量の設定について

在宅介護を重視し、本当に必要な人に施設サービスがいきわたるよう、施設利用について国が定める参酌標準では平成26年度において要介護2～5に対する施設・介護専用居住系サービス利用者の割合を37%以下にすること、施設利用者に対する要介護4～5の者の割合を70%以上にすることとされています。

本市では、今後の施設利用者の見込みを以下のように設定しています。

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要介護2～5の要介護者数	1,040	1,053	1,066	1,073	1,090	1,109
要介護2～5に対する施設・介護専用居住系サービス利用者の割合	42.3%	42.6%	43.0%	42.0%	41.4%	40.7%
施設・介護専用居住系サービス利用者数	440	449	458	451	451	451
施設利用者に対する要介護4～5の者の割合	60.9%	61.2%	61.7%	64.2%	67.7%	70.1%

5. 介護保険事業の適正・円滑な運営に向けて

(1) 介護給付の適正化

① 適正な認定調査と認定審査の実施

適正な認定調査を実施するため、認定調査員に対し、調査技法や統一した判断基準、特記事項欄への記載の徹底を図り、調査員としての資質の向上に努めます。

また、要介護の判定に不可欠な医師の意見書については、府や地元医師会とも連携し、研修や情報提供を行うなど、意見書の記載が適切に行われるよう取り組みます。

② 介護保険事業にかかわる評価の推進

介護保険事業の適正かつ円滑な運営を確保するため、サービス利用の動向等介護保険の運営状況を定期的に評価・分析し、介護保険運営協議会に報告するとともに、今後の事業運営に役立てます。

③ 介護給付適正化に向けた取り組みの推進

介護保険制度を持続可能な制度として進めていけるよう、サービスが真に効果をあげているか、不適正なサービスはないかについて検討し、適正な給付が行われるよう、改善していく必要があります。

今後も国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検表や介護給付適正化システムを活用し、不適正なサービス提供が行われていないか点検を行い、介護給付費通知の発送やケアプランチェックなどをふまえながら、介護給付適正化の取り組みを進めます。

(2) 介護サービスの質・量の確保

① 在宅サービスの重視と地域密着型サービスの推進

介護者も被介護者も可能なかぎり自宅でサービスを活用しながら生活を送ることを望んでいますが、身体機能の状況や家庭環境によっては、施設サービスの利用を希望する人も少なくありません。高齢者などができるかぎり在宅で生活していけるよう、地域と施設の連携を促進するとともに、保健・医療・福祉の連携による必要な支援と在宅サービスの利用を促進し、今後も在宅生活支援に努めます。

また、環境変化への適応が難しい認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加することが予測されることから、日常生活圏域における高齢者の状況やサービス利用意向等をふまつつ、今後も地域密着型サービスを充実し、要介護者・要支援者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支援に努めます。

さらに、事業者の指定、独自報酬の設定等、地域密着型サービスに関する事務運営につ

5. 介護保険事業の適正・円滑な運営に向けて

(1) 介護給付の適正化

① 適正な認定調査と認定審査の実施

適正な認定調査を実施するため、認定調査員に対し、調査技法や統一した判断基準、特記事項欄への記載の徹底を図り、調査員としての資質の向上に努めます。

また、要介護の判定に不可欠な医師の意見書については、府や地元医師会とも連携し、研修や情報提供を行うなど、意見書の記載が適切に行われるよう取り組みます。

② 介護保険事業にかかわる評価の推進

介護保険事業の適正かつ円滑な運営を確保するため、サービス利用の動向等介護保険の運営状況を定期的に評価・分析し、介護保険運営協議会に報告するとともに、今後の事業運営に役立てます。

③ 介護給付適正化に向けた取り組みの推進

介護保険制度を持続可能な制度として進めていけるよう、サービスが真に効果をあげているか、不適正なサービスはないかについて検討し、適正な給付が行われるよう、改善していく必要があります。

今後も国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検表や介護給付適正化システムを活用し、不適正なサービス提供が行われていないか点検を行い、介護給付費通知の発送やケアプランチェックなどをふまえながら、介護給付適正化の取り組みを進めます。

(2) 介護サービスの質・量の確保

① 在宅サービスの重視と地域密着型サービスの推進

介護者も被介護者も可能なかぎり自宅でサービスを活用しながら生活を送ることを望んでいますが、身体機能の状況や家庭環境によっては、施設サービスの利用を希望する人も少なくありません。高齢者などができるかぎり在宅で生活していけるよう、地域と施設の連携を促進するとともに、保健・医療・福祉の連携による必要な支援と在宅サービスの利用を促進し、今後も在宅生活支援に努めます。

また、環境変化への適応が難しい認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加することが予測されることから、日常生活圏域における高齢者の状況やサービス利用意向等をふまつつ、今後も地域密着型サービスを充実し、要介護者・要支援者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支援に努めます。

さらに、事業者の指定、独自報酬の設定等、地域密着型サービスに関する事務運営につ

いては、地域密着型サービス運営協議会の意見を反映して、事務の公平・公正な運営の確保に努めます。

② サービス提供体制の整備に係る考え方

1) 居宅系サービス

訪問看護・介護予防訪問看護、通所介護・介護予防通所介護は、介護職員・看護職員の不足により、事業を一時休止したり、営業日を縮小せざるを得ない事業者が出現し、大変深刻な問題となっています。第4期事業計画においては、管内事業者の支援に加え、新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の整備を図ります。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、利用ニーズの高いサービスであり、希望どおりの日程での利用が非常に困難となっています。第4期事業計画期間においては、八木地区で20床規模の事業所を整備するとともに、引き続き新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の整備を図ります。

2) 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、現在、八木地区で2事業所、美山地区で2事業所が整備されています。認知症高齢者の増加により、今後、利用ニーズが高くなることが予測されるサービスであり、本市の重点整備施設と位置づけ、第4期事業計画においては、園部地区及び日吉地区を中心に新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の整備を図ります。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、現在、園部地区で1事業所、八木地区で2事業所、美山地区で1事業所が整備されています。認知症高齢者の増加により、今後、利用ニーズが高くなることが予測されるサービスであり、本市の重点整備施設と位置づけ、第4期事業計画においては、3か所の整備を図ります。

3) 施設系サービス

特別養護老人ホームの整備は、広域（亀岡市・南丹市・京丹波町）での床数設定により実施することとなります。第4期事業計画期間において、南丹市内での整備（増床）計画はありませんが、同一圏域内において50床の整備が予定されています。また、南丹市被保険者の特別養護老人ホーム入所申込者数は、南丹市調査（平成18年12月31日現在）で154人、京都府調査（平成19年6月1日現在）で80人となっています。

今後も施設入所待機者問題の解消に向けて、京都府及び近隣市町と連携し、特別養護老人ホームの必要床数の整備を促進します。

③ ケアマネジャーの育成、質的向上

介護保険制度の要であるケアマネジャーの資質の向上は、介護サービス全体の質を左右するものです。本市では、これまでも各種研修会への参加を促すなど、ケアマネジャーの

質的向上と支援に努めてきました。

今後も利用者のニーズに応じた適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアマネジャーからの相談などにきめ細かく対応するとともに、地域包括支援センターを軸として情報提供に努めます。

④ サービス事業者への指導・助言

介護サービスの質の向上を図り、利用者への適切なサービスが提供されるよう、保険者の立場から事業者に対する指導・助言を行うことが重要となります。そのため、近年生じている不正事案をふまえ、京都府や関係機関と連携しながら、事業者の法令遵守等の体制整備や事業者本部への立ち入り調査など、不正の防止に努めます。

また、地域密着型サービスについては、市町村が指定・指導監督権限を有していることから、事業者への立ち入り調査権限も活用しながら適切な指導・監督を行います。

(3) サービス利用の促進

パンフレットなどの配布により介護保険制度や各サービスの周知を図るとともに、給付と負担の仕組みについて、住民に理解を求めるための広報等の刊行物やホームページ等の媒体を通して広く情報を公開するなど、積極的な広報活動に取り組みます。

また、各サービスの事業所やケアマネジャーによる制度説明と情報提供等により、きめ細やかな対応を図るなど、制度の一層の普及啓発に取り組みます。

(4) 介護相談員の派遣によるサービスの質の向上

サービス提供事業所への介護相談員の派遣により、利用者・家族の不満や疑問を聴き、サービス提供事業者や市へとつなげます。こうした介護相談員やサービス提供事業所との連携による取り組みから、サービス提供における問題の発見と改善に努め、サービスの質の向上を図ります。

(5) 介護サービス従事者の人材確保対策

高齢化の進行にともない、介護・福祉サービスの需要は質・量ともに拡大している中、制度を維持・発展させるためには、介護サービス従事者を安定的に確保することが基本的な条件となります。しかし、介護・福祉サービス分野における雇用の現状は、給与水準が全産業平均に比べ低く、また、仕事への社会的評価が不十分なことなどから求職者が減少し、また離職者は増加の傾向にあります。全国的に介護サービス従事者の人材確保は大変厳しい状況になっています。

そこで、介護従事者資格の取得課程を有する市内の教育機関に働きかけ、管内事業所との交流を通して新たな人材の獲得に努めます。

また、市内在住で介護福祉士等の資格を有しながら現在就労していない人材を把握し、介護の現場での雇用に向けた再研修の実施など、京都府や管内福祉施設と連携し人材の確保に努めます。

6. 地域支援事業の推進

(1) 地域支援事業の事業費規模

地域支援事業の各年度の事業費規模は、介護保険事業計画において定める各年度の保険給付見込み額に、下表に掲げる率を乗じた額の範囲内となります。

【地域支援事業の事業規模】

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域支援事業	3.0%以内	3.0%以内	3.0%以内
介護予防事業	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内
包括的支援事業+任意事業	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内

(2) 地域支援事業の概要

地域支援事業対象者に対して、介護予防事業など以下のサービスを提供していきます。

区 分		事 業
介護 予 防 事 業	特定高齢者施策	○特定高齢者把握事業 ○通所型介護予防事業 ○訪問型介護予防事業
	一般高齢者施策	○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業
包 括 的 支 援 事 業	介護予防マネジメント	○介護予防ケアマネジメント事業
	総合相談・支援	○総合相談支援事業
	虐待防止・権利擁護	○権利擁護事業
	包括的・継続的マネジメント	○包括的・継続的マネジメント事業
任 意 事 業	介護給付等費用適正化	○介護費用適正化事業
	家族介護支援	○介護用品支給事業 ○家族介護者交流事業 ○家族介護者教室
	その他	○食の自立支援サービス事業 ○住宅改修支援事業 ○介護相談員派遣事業

(3) 地域支援事業の内容

① 介護予防事業

1) 特定高齢者把握事業

介護予防特定高齢者施策事業の対象となる特定高齢者の把握を目的に、65歳以上の人を対象に生活機能評価を特定健康診査と同時に実施します。

2) 通所型介護予防事業

特定高齢者を対象に、介護予防を目的とした事業（運動器・口腔機能向上・栄養改善など）を実施します。

3) 訪問型介護予防事業

特定高齢者の中で心身の状況により通所型介護予防事業に参加が困難な人に対して、保健師等が訪問をし、必要な相談・指導を実施します。

4) 介護予防普及啓発事業

健康相談の実施や介護予防パンフレットの配布などを通じて、介護予防の普及啓発を行います。

5) 地域介護予防活動支援事業

生きがい活動支援通所事業などを通じて、自主グループの立ち上げと活動の支援を行い、地域における自発的な活動の育成・支援を実施します。

○生きがい活動支援通所事業

要介護認定を受けていない、おおむね65歳以上の在宅の高齢者を対象に、閉じこもり予防・心身機能の維持向上を図るため、趣味や創作活動、レクリエーション等の生きがい活動を実施します。

■実績

単位：箇所、回、人

項目	平成18年度			平成19年度		
	実施箇所数	回数	延参加人数	実施箇所数	回数	延参加人数
生きがい活動支援通所事業	27	711	5,142	26	655	5,227

【今後の方向】

高齢者の生きがいづくりに結びつけるため、高齢者の実態把握に努めるとともに、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上と閉じこもり予防を推進していくため、引き続き事業を実施します。

○生活管理指導事業

社会適応が困難な在宅のひとり暮らし高齢者等を養護老人ホームにおいて一時的に宿泊させることにより、生活習慣の指導や体調の調整を図り、要介護状態への進行を防止します。

■実績

単位：人、日

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	実利用人数	利用日数	実利用人数	利用日数
生活管理指導事業	4	83	2	73

【今後の方向】

受託施設と連絡を密にとりながら、在宅生活に必要な支援を行います。

② 包括的支援事業

地域包括支援センターにおいて総合相談支援、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、困難事例への対応・助言、地域包括ケア体制の構築等の業務などを実施します。

③ 任意事業

1) 介護用品支給事業

在宅で要介護4及び5に認定されている高齢者を介護している家族に対して、紙おむつや尿とりパット等の購入費を一定の条件のもとに助成しています。

■実績

単位：人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用者数	利用者数 (経過措置)	利用者数	利用者数 (経過措置)
介護用品支給事業	43	58	30	40

【今後の方向】

介護の経済的負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活の継続及び向上のため、引き続き事業を実施します。

2) 家族介護者交流事業

在宅で高齢者等を介護している介護者を対象に講演会等を開催し、心身のリフレッシュ、介護者の社会的孤立感の解消と介護者同士の交流を深めることを目的として実施しています。

■実績

単位:箇所、人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	実施箇所	参加人数	実施箇所	参加人数
家族介護者交流事業	5	130	4	154

【今後の方向】

介護者の心身の元気回復のため、交流会を実施するとともに、「家族介護者の会」の設立と自主的な活動への助言等を行います。

事業計画の広報等を行い、ケアマネジャー等との連携を図り、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者への参加を推進し事業を実施します。

3) 家族介護者教室

在宅で高齢者等を介護されている人、介護に関心がある人等を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得など、さまざまなテーマの教室を実施しています。

■実績

単位:箇所、人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	実施箇所	参加人数	実施箇所	参加人数
家族介護者教室	4	316	2	160

【今後の方向】

地域における在宅介護者の介護にまつわるさまざまな不安の解消を図り、在宅における適切な介護の支援に向けて引き続き事業を実施します。

事業計画の広報等を行い、ケアマネジャー等との連携を図り、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者への参加を推進し事業を実施します。

4) 食の自立支援サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、または身体に障がいのある人で調理が困難な人を対象に食事を定期的に提供するとともに、配達時には利用者の安否確認を行います。

■実績

単位:食、人

項目	平成18年度		平成19年度	
	延提供食数	利用者数	延提供食数	利用者数
食の自立支援サービス事業	29,445	179	36,402	275

【今後の方向】

食事の仕度が困難なため、日常生活に支障がある高齢者等に定期的に食事を提供し、自立した生活を進めていけるよう、要支援者の把握を行い引き続き事業を実施します。

5) 住宅改修支援事業

住宅改修に関する相談助言・情報提供・連絡調整等の実施、住宅改修費の支給申請にかかる書類の作成経費の助成を行います。

■実績

単位:件

項目	平成19年度
住宅改修支援事業	10

【今後の方向】

介護支援専門員等への支援を行い、要介護者の在宅での自立した生活と質の向上に努めます。

6) 介護相談員派遣事業

サービス提供の場を訪れ、利用者からのサービス利用に関する相談活動を行う相談員の養成・登録を行います。また、介護保険施設等、介護サービスを提供している事業所に派遣し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業者との意見交換を行う等の活動を通じて、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行い、事業所のサービスの質的向上を図ります。

■実績

単位:人、日

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	相談員数	活動日数	相談員数	活動日数
介護相談員派遣事業	2	100	2	95

【今後の方向】

高齢者を取り巻く状況が複雑多岐にわたる中、市内介護保険施設等への相談員の派遣を推進するとともに、計画的に相談員の養成・研修等と併せて現任者研修を行い事業の充実を図ります。

いては、地域密着型サービス運営協議会の意見を反映して、事務の公平・公正な運営の確保に努めます。

② サービス提供体制の整備に係る考え方

1) 居宅系サービス

訪問看護・介護予防訪問看護、通所介護・介護予防通所介護は、介護職員・看護職員の不足により、事業を一時休止したり、営業日を縮小せざるを得ない事業者が出現し、大変深刻な問題となっています。第4期事業計画においては、管内事業者の支援に加え、新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の整備を図ります。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、利用ニーズの高いサービスであり、希望どおりの日程での利用が非常に困難となっています。第4期事業計画期間においては、八木地区で20床規模の事業所を整備するとともに、引き続き新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の整備を図ります。

2) 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、現在、八木地区で2事業所、美山地区で2事業所が整備されています。認知症高齢者の増加により、今後、利用ニーズが高くなることが予測されるサービスであり、本市の重点整備施設と位置づけ、第4期事業計画においては、園部地区及び日吉地区を中心に新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の整備を図ります。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、現在、園部地区で1事業所、八木地区で2事業所、美山地区で1事業所が整備されています。認知症高齢者の増加により、今後、利用ニーズが高くなることが予測されるサービスであり、本市の重点整備施設と位置づけ、第4期事業計画においては、3か所の整備を図ります。

3) 施設系サービス

特別養護老人ホームの整備は、広域（亀岡市・南丹市・京丹波町）での床数設定により実施することとなります。第4期事業計画期間において、南丹市内での整備（増床）計画はありませんが、同一圏域内において50床の整備が予定されています。また、南丹市被保険者の特別養護老人ホーム入所申込者数は、南丹市調査（平成18年12月31日現在）で154人、京都府調査（平成19年6月1日現在）で80人となっています。

今後も施設入所待機者問題の解消に向けて、京都府及び近隣市町と連携し、特別養護老人ホームの必要床数の整備を促進します。

③ ケアマネジャーの育成、質的向上

介護保険制度の要であるケアマネジャーの資質の向上は、介護サービス全体の質を左右するものです。本市では、これまでも各種研修会への参加を促すなど、ケアマネジャーの

質的向上と支援に努めてきました。

今後も利用者のニーズに応じた適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアマネジャーからの相談などにきめ細かく対応するとともに、地域包括支援センターを軸として情報提供に努めます。

④ サービス事業者への指導・助言

介護サービスの質の向上を図り、利用者への適切なサービスが提供されるよう、保険者の立場から事業者に対する指導・助言を行うことが重要となります。そのため、近年生じている不正事案をふまえ、京都府や関係機関と連携しながら、事業者の法令遵守等の体制整備や事業者本部への立ち入り調査など、不正の防止に努めます。

また、地域密着型サービスについては、市町村が指定・指導監督権限を有していることから、事業者への立ち入り調査権限も活用しながら適切な指導・監督を行います。

(3) サービス利用の促進

パンフレットなどの配布により介護保険制度や各サービスの周知を図るとともに、給付と負担の仕組みについて、住民に理解を求めるための広報等の刊行物やホームページ等の媒体を通して広く情報を公開するなど、積極的な広報活動に取り組みます。

また、各サービスの事業所やケアマネジャーによる制度説明と情報提供等により、きめ細やかな対応を図るなど、制度の一層の普及啓発に取り組みます。

(4) 介護相談員の派遣によるサービスの質の向上

サービス提供事業所への介護相談員の派遣により、利用者・家族の不満や疑問を聴き、サービス提供事業者や市へとつなげます。こうした介護相談員やサービス提供事業所との連携による取り組みから、サービス提供における問題の発見と改善に努め、サービスの質の向上を図ります。

(5) 介護サービス従事者の人材確保対策

高齢化の進行にともない、介護・福祉サービスの需要は質・量ともに拡大している中、制度を維持・発展させるためには、介護サービス従事者を安定的に確保することが基本的な条件となります。しかし、介護・福祉サービス分野における雇用の現状は、給与水準が全産業平均に比べ低く、また、仕事への社会的評価が不十分なことなどから求職者が減少し、また離職者は増加の傾向にあります。全国的に介護サービス従事者の人材確保は大変厳しい状況になっています。

そこで、介護従事者資格の取得課程を有する市内の教育機関に働きかけ、管内事業所との交流を通して新たな人材の獲得に努めます。

また、市内在住で介護福祉士等の資格を有しながら現在就労していない人材を把握し、介護の現場での雇用に向けた再研修の実施など、京都府や管内福祉施設と連携し人材の確保に努めます。

6. 地域支援事業の推進

(1) 地域支援事業の事業費規模

地域支援事業の各年度の事業費規模は、介護保険事業計画において定める各年度の保険給付見込み額に、下表に掲げる率を乗じた額の範囲内となります。

【地域支援事業の事業規模】

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域支援事業	3.0%以内	3.0%以内	3.0%以内
介護予防事業	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内
包括的支援事業+任意事業	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内

(2) 地域支援事業の概要

地域支援事業対象者に対して、介護予防事業など以下のサービスを提供していきます。

区 分		事 業
介護 予 防 事 業	特定高齢者施策	○特定高齢者把握事業 ○通所型介護予防事業 ○訪問型介護予防事業
	一般高齢者施策	○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業
包 括 的 支 援 事 業	介護予防マネジメント	○介護予防ケアマネジメント事業
	総合相談・支援	○総合相談支援事業
	虐待防止・権利擁護	○権利擁護事業
	包括的・継続的マネジメント	○包括的・継続的マネジメント事業
任 意 事 業	介護給付等費用適正化	○介護費用適正化事業
	家族介護支援	○介護用品支給事業 ○家族介護者交流事業 ○家族介護者教室
	その他	○食の自立支援サービス事業 ○住宅改修支援事業 ○介護相談員派遣事業

(3) 地域支援事業の内容

① 介護予防事業

1) 特定高齢者把握事業

介護予防特定高齢者施策事業の対象となる特定高齢者の把握を目的に、65歳以上の人を対象に生活機能評価を特定健康診査と同時に実施します。

2) 通所型介護予防事業

特定高齢者を対象に、介護予防を目的とした事業（運動器・口腔機能向上・栄養改善など）を実施します。

3) 訪問型介護予防事業

特定高齢者の中で心身の状況により通所型介護予防事業に参加が困難な人に対して、保健師等が訪問をし、必要な相談・指導を実施します。

4) 介護予防普及啓発事業

健康相談の実施や介護予防パンフレットの配布などを通じて、介護予防の普及啓発を行います。

5) 地域介護予防活動支援事業

生きがい活動支援通所事業などを通じて、自主グループの立ち上げと活動の支援を行い、地域における自発的な活動の育成・支援を実施します。

○生きがい活動支援通所事業

要介護認定を受けていない、おおむね65歳以上の在宅の高齢者を対象に、閉じこもり予防・心身機能の維持向上を図るため、趣味や創作活動、レクリエーション等の生きがい活動を実施します。

■実績

単位：箇所、回、人

項目	平成18年度			平成19年度		
	実施箇所数	回数	延参加人数	実施箇所数	回数	延参加人数
生きがい活動支援通所事業	27	711	5,142	26	655	5,227

【今後の方向】

高齢者の生きがいづくりに結びつけるため、高齢者の実態把握に努めるとともに、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上と閉じこもり予防を推進していくため、引き続き事業を実施します。

○生活管理指導事業

社会適応が困難な在宅のひとり暮らし高齢者等を養護老人ホームにおいて一時的に宿泊させることにより、生活習慣の指導や体調の調整を図り、要介護状態への進行を防止します。

■実績

単位：人、日

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	実利用人数	利用日数	実利用人数	利用日数
生活管理指導事業	4	83	2	73

【今後の方向】

受託施設と連絡を密にとりながら、在宅生活に必要な支援を行います。

② 包括的支援事業

地域包括支援センターにおいて総合相談支援、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、困難事例への対応・助言、地域包括ケア体制の構築等の業務などを実施します。

③ 任意事業

1) 介護用品支給事業

在宅で要介護4及び5に認定されている高齢者を介護している家族に対して、紙おむつや尿とりパット等の購入費を一定の条件のもとに助成しています。

■実績

単位：人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用者数	利用者数 (経過措置)	利用者数	利用者数 (経過措置)
介護用品支給事業	43	58	30	40

【今後の方向】

介護の経済的負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活の継続及び向上のため、引き続き事業を実施します。

2) 家族介護者交流事業

在宅で高齢者等を介護している介護者を対象に講演会等を開催し、心身のリフレッシュ、介護者の社会的孤立感の解消と介護者同士の交流を深めることを目的として実施しています。

■実績

単位:箇所、人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	実施箇所	参加人数	実施箇所	参加人数
家族介護者交流事業	5	130	4	154

【今後の方向】

介護者の心身の元気回復のため、交流会を実施するとともに、「家族介護者の会」の設立と自主的な活動への助言等を行います。

事業計画の広報等を行い、ケアマネジャー等との連携を図り、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者への参加を推進し事業を実施します。

3) 家族介護者教室

在宅で高齢者等を介護されている人、介護に関心がある人等を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得など、さまざまなテーマの教室を実施しています。

■実績

単位:箇所、人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	実施箇所	参加人数	実施箇所	参加人数
家族介護者教室	4	316	2	160

【今後の方向】

地域における在宅介護者の介護にまつわるさまざまな不安の解消を図り、在宅における適切な介護の支援に向けて引き続き事業を実施します。

事業計画の広報等を行い、ケアマネジャー等との連携を図り、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者への参加を推進し事業を実施します。

4) 食の自立支援サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、または身体に障がいのある人で調理が困難な人を対象に食事を定期的に提供するとともに、配達時には利用者の安否確認を行います。

■実績

単位:食、人

項目	平成18年度		平成19年度	
	延提供食数	利用者数	延提供食数	利用者数
食の自立支援サービス事業	29,445	179	36,402	275

【今後の方向】

食事の仕度が困難なため、日常生活に支障がある高齢者等に定期的に食事を提供し、自立した生活を進めていけるよう、要支援者の把握を行い引き続き事業を実施します。

5) 住宅改修支援事業

住宅改修に関する相談助言・情報提供・連絡調整等の実施、住宅改修費の支給申請にかかる書類の作成経費の助成を行います。

■実績

単位:件

項目	平成19年度
住宅改修支援事業	10

【今後の方向】

介護支援専門員等への支援を行い、要介護者の在宅での自立した生活と質の向上に努めます。

6) 介護相談員派遣事業

サービス提供の場を訪れ、利用者からのサービス利用に関する相談活動を行う相談員の養成・登録を行います。また、介護保険施設等、介護サービスを提供している事業所に派遣し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業者との意見交換を行う等の活動を通じて、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行い、事業所のサービスの質的向上を図ります。

■実績

単位:人、日

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	相談員数	活動日数	相談員数	活動日数
介護相談員派遣事業	2	100	2	95

【今後の方向】

高齢者を取り巻く状況が複雑多岐にわたる中、市内介護保険施設等への相談員の派遣を推進するとともに、計画的に相談員の養成・研修等と併せて現任者研修を行い事業の充実を図ります。